

# 令和元年度佐賀市生活安全推進協議会

【開催日時】 令和2年2月17日（月）10時00分から11時30分まで

【開催場所】 佐賀市役所庁舎2階 庁議室

【出席者】 委員：出席13名、代理出席3名、欠席2名  
事務局（市民生活部生活安全課）：眞崎部長、鷺崎課長、北村消費生活センター副所長、古川主査、副島主査、井田主事  
報告者（市民生活部生活安全課）：池田副課長、熊添消費生活センター所長

【会議の公開】 公開

【傍聴人の数】 0名

## 【会議次第】

- 1 開会
- 2 辞令交付
- 3 副市長あいさつ  
伊東副市長
- 4 会長・副会長の選任  
会長：山口夕妃子委員  
副会長：宮崎和彦委員
- 5 会長あいさつ
- 6 議事
  - (1) 防犯カメラの設置について
  - (2) 市街地における防犯対策について
  - (3) 交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーンについて
  - (4) 消費者保護の推進について
- 7 閉会

## 【議事（要旨）】

- (1) 防犯カメラの設置について  
事務局より佐賀市の防犯カメラの現在までの進捗、照会対応の件数及び防犯カメラの設置に関する今後の市の方向性等。
- (2) 市街地における防犯対策について  
佐賀市の市街地、繁華街における犯罪認知件数の状況、また、市民や市議会等で取り上げられている事項への対応状況や今後の課題等。
- (3) 交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーンについて  
平成29年5月24日から取り組んだ「交通事故“脱ワースト1”キャンペーン」に引き続き実施している「交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーン」の取り組み内容、今後の課題等。
- (4) 消費者保護の推進について  
消費者トラブル防止のための意識啓発や消費者教育の拡充についての現状と課題、対策等。

※ 議事内容、質問及び意見等の詳細については、以下のとおりです。

## 【議事内容】

### (1) 防犯カメラの設置について

《事務局から報告：池田副課長》

#### 1. 防犯カメラについて

防犯カメラは、犯罪の未然防止効果、また犯罪が実際発生した場合の捜査、立証に非常に有効であることから、市民の安全、安心に寄与するものと考えている。

#### 2. 佐賀市の防犯カメラ設置のあり方に関する素案

##### (1) 市が設置管理する防犯カメラ

###### ① 市が管理する施設

各施設を所管する部署において、佐賀市公共施設等に関する防犯のガイドラインに基づき、必要と判断すれば設置や更新管理をしていく。

###### ② 市が設置するが市の施設ではないもの（佐賀駅バスセンター周辺、エスプラッツ周辺）

現在、生活安全課が管理をしており、今後とも管理運営を行っていく。

##### (2) 地域（自治会、団体、事業所等）が設置、管理する防犯カメラ

市は既に助成事業を行っている佐賀地区防犯協会を支援する。防犯協会は警察及び各校区、校区防犯協会の方から構成されており、専門性とか地域の必要が十分反映されて、選定・審査の場にふさわしい。

#### 3. 佐賀市が設置している防犯カメラ

##### (1) 主な設置状況

監視カメラ等は令和2年1月末現在で合計313台。主な設置施設：市営の駐輪場が28台、保育所、幼稚園等が20台、佐賀バルーンミュージアム内12台等。

##### (2) 捜査機関へのデータ提供件数

防犯カメラだけではなく、ドライブレコーダー等についても照会あり。平成28年の35件が平成30年は72件と、2年間で約2倍に照会が増えている。

#### 4. 佐賀地区防犯協会における防犯カメラ等設置助成

助成対象は、商業施設や事業所、または校区防犯協会長が必要と認めた箇所。助成額は、設置工事費を含む総額の10万円以上の場合に、一律5万円。主要件は、設置後6カ月以内に申請を要すること、1施設1校区1回限り等。県が規定する指針を遵守要。

#### 5. 佐賀県こどもを見守る防犯カメラ設置事業費補助金

昨年11月に創設。補助対象は、①市町が新たに設置する場合の経費、②市町や地区防犯協会が自治会等へ補助金を行う場合の負担経費。

カメラの本体及び設置工事費が対象となり、電気代等のランニングコストは対象外。

事業期間は令和元年から令和4年度（予定）。

補助率は市や地区防犯協会が負担する額の3分の1、上限額は1台当たり10万円。

主な要件としては、事前申請であること、対象が子共の遊び場や周辺等、不特定多数の者が利用する公共空間等を撮影するものであること、県の指針に基づいて運用基準を定めること等。

#### 6. 今後の課題

##### (1) 適正な設置場所及び台数の選定

##### (2) 個人情報、プライバシーの保護の問題

- (3) 地域による設置の支援
- (4) 安定かつ効率的な運用管理等

《委員からの質問・意見等》

○意見1（佐賀北警察署）

防犯カメラの効果、犯罪抑止、防犯面の効果。事件が発生の際は犯人の足取りを掴んだり容疑者を浮上させるのに有効。被害に遭われた方にとっては、早期の被害回復や、付近住民の安心感醸成、不安の解消につながる。ここにもいらっしゃる防犯ボランティアの方々の見守り活動という人の目と防犯カメラというハード面の両面で推進していくことが重要と考えている。

○意見2（佐賀南警察署）

防犯カメラの効果としては、平成14年に犯罪の認知件数が佐賀県で1万4,000件最大を記録したときから年々下がっていき、約5分の1程度まで減少している要因として、地域のボランティアの方々の活躍や、防犯カメラの設置台数増加が要因じゃないかと思っている。

警察のほうでも、通学路を選定し、防犯カメラ設置の依頼も行っている。昨今の防犯カメラは精度が高く、車のナンバーまで見える程度に精度が上がってきており、早期検挙には非常に役に立っている。

○意見3（石丸委員）

自治会としては、防犯協会において、犯罪の抑制、犯罪の解決に向けた一つのツールとして、クローズアップをしてきており、カメラ設置の補助金の申請が少しずつ増えつつある。そこで、設置の基準の整備を近年図っており、より多く、市民の方々に防犯カメラの設置に向けた活動展開をしていただくよう防犯協会としても行っている。

○意見4（山口夕妃子委員）

補助金もうまく活用し、佐賀市内における防犯カメラの設置等が進み、犯罪の抑制あるいは早期解決につながっていくという形で防犯カメラの設置が進んでいき、一方で防犯カメラはプライバシーの問題もあるので、慎重に対応しながら、このような協議会を通じて防犯カメラの有効な活用に繋がっていけばよい。

○意見5（石井委員）

防犯協会の理事には各校区の自治会長がなっている。そこで、防犯協会ですべて防犯カメラを置くということの議論は随分この防犯協会の専門部会の中でもしてきた。問題なのは、非常に過敏になっている保護者もいること。そここのところの理解を十分にいただかないと、やはり学校、通学路含めて、防犯カメラの設置をすることについて課題が残るのではないか、というのが最近の議論の中身。

○質問1（東島委員）

通学路への設置の条件的なものをどういうふうに設定するのか。ここら辺のところは議論しておく必要があるのではないかと。佐賀市の素案はどのようなものか。

⇒回答1（事務局）

地区防犯協会ですべて設置の交付基準というものが定められており、その対象としての要件は、各校区防犯協会が必要と認めた箇所であること。内訳としては、声かけ事案や不審者などが連続して発

生した場所などというふうには示されている。市が佐賀地区防犯協会を支援していくという考え方で整理をしているところ。同協会は平成29年度から補助実績があり、各地域の代表の方が理事となっており、また、専門的な知見を持つ警察も入っていることから、こういったところが犯罪が発生しやすいのか等の知見を持つ団体等で構成されているという背景もあることから、基本的な考え方として整理をしているところ。

指摘の点については防犯協会の中で、これからいろんな要望が地域等から上がってくると思われるので、地域の代表、あるいは警察関係の方及び市も一緒になり、案件ごとに、不審者等の事案があった場合等を参考にしつつ、設置すべき等の判断をしていきたい。

これを、こういった場所という風にあらかじめ決めてしまうのはなかなか難しい。しかし、考え方としては整理すべきなので、まずはそういった事案があったような場所という考え方で、それに対していろんな御意見を踏まえて地区防犯協会の中で補助対象にされるという様に、現時点では事務レベルで調整を進めている状況。

## (2) 市街地における防犯対策について

《事務局から報告：池田副課長》

### 1. 佐賀市における犯罪発生状況

先ほど警察から説明があったが、佐賀市も含めて全国的に犯罪認知件数は年々減少しており、ピーク時の5分の1程度に下がっている。平成28年から令和元年までの刑法犯認知件数は、全国では4年間で24%、県では33%、佐賀市においては約38%減少している。前年と比較しても、全国で8.4%、県では5%、佐賀市は約12%犯罪認知件数が減っている。平成28年から令和元年の犯罪発生率は4年間で約37%は減少しており、県内では、佐賀市が県の平均を上回って現在10万人当たりの犯罪認知件数が493件となっている。

### 2. 近年の犯罪状況

声かけ・つきまとい事案、インターネット・SNS犯罪はあまり減ってない。

佐賀市における声かけ、つきまとい事案の発生状況としては、声掛けやつきまといが全体的な減少率から比べると、減ってない、むしろ若干、年によっては増えている。

インターネット犯罪やSNS犯罪（あくまで県単位だが）検挙件数が若干平行線の状況。29年に比べて平成30年は若干増えている。相談件数としては約600件から700件前後相談があっているとのこと。これらの事案に関しては減少傾向にあるとは言えない。

市街地としてはエスプラッツと佐賀駅周辺でエスプラッツの犯罪認知件数は22年から25年までは若干増加傾向にあったものの、令和元年については54件と、だいぶ減少している。エスプラッツ周辺は、平成26年から令和元年にかけて下がっているが、27年から28年にかけてはそこまで減少傾向にはないと思われる。

### 3. 近年の市民、市議会等の主な意見等

特にエスプラッツ周辺だが、客引きの増加に関する御意見があがっている。繁華街における客引きの増加や、運転代行等の路肩停車等による客待ちは、市外、他県からの来訪者に対しての佐賀のイメージダウンになるのではないかということ。これを受け警察とも話をしたが、県の迷惑行為防止条例や風俗営業法抵触するような客引きはここ数年ないとのこと。

2番目は、安全なまちとしての佐賀市のイメージづくりのための啓発活動の必要性。警察も取り締まりや夜間の通行規制（一方通行、駐停車禁止等）いろいろな取り締まり等の活動が行われている。特に巡回・パトロールは、人が多い年末やゴールデンウィーク等は特に強化をしているとのこと。

3番目に、繁華街であるエスプラッツ周辺に簡易交番や移動交番の設置ができないかとの意見も

あり。これについても警察と話をしたが、人員や予算の確保等、厳しい状況。最近では、交番は新設よりむしろ集約傾向にあるとのこと。

#### 4. 市街地の防犯対策の近年の主な取り組み

エスプラッツ周辺に平成26年10月に佐賀南ロータリークラブからの寄附を受けて、防犯カメラを設置しており、佐賀駅・バスセンターは平成17年に設置をしている。

また、繁華街の客引き等に対する意見が多くあったことから、佐賀南警察署と佐賀地区防犯協会が主体となり、昨年8月に防犯看板を設置したところ。

このほか、安全安心なまちづくり街頭キャンペーンについては、本協議会委員の皆さんに参加していただいている。

#### 5. 今後の課題

犯罪認知件数は減少しているが、声かけ、つきまとい等は増加傾向にあるので、それらの犯罪にどのように対応していくべきかという点。また、令和5年に国民スポーツ大会の開催が予定されていることもあり、市街地や繁華街において市民や来訪者のトラブルや、佐賀のイメージダウンにならないように頑張っていきたい。

### 《委員からの質問・意見等》

#### ○意見1（佐賀南警察署）

確かに刑法犯、殺人とか暴行とか傷害といった刑法犯の認知件数は減少傾向にある。しかし、DVやストーカー、声かけは増加傾向にある。特にDVは年々増加している状況にある。ストーカーについても、当署管内でも非常に通報が多く、増加傾向にある。声かけも地区の皆さんの意識が高まっており、警察への通報件数が非常に多くなっている。警察は通報があれば必ず確認をし、確認した結果、地区の方があいさつで声をかけたことについて子供が普段声をかけられない人からかけられたということで学校に通報したり等、子ども達の意識も非常に高まっていることは良い傾向。何もなければ（犯罪がその裏になれば）それにこしたことはない。

繁華街の取り組みとして、警察としてはたむろしている人間については極力排除するように、警戒・指導をしている。

移動交番については予算面や組織的な問題もあり、私のほうからは回答できない。

### （3）交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーンについて

#### 《事務局から報告：池田副課長》

#### 1. 脱ワーストレベルキャンペーン

平成28年まで佐賀県が人口10万人当たりの人身交通事故発生率で5年連続ワーストワンであったことや、平成28年中の県内の約35%が佐賀市で発生したことから、平成29年に交通事故脱ワーストワンキャンペーンを開始した。各取り組みの結果、同年の発生状況としては、県がワーストレベル脱却し、佐賀市も人身事故を減らすことができている。しかし、依然として厳しい状況であり、脱ワーストワンは県レベルで脱したものの、3年連続ワースト2位という状況にある。そこで、平成30年度から引き続き、脱ワーストレベルキャンペーンと名称を改め、年度を通して各取り組みを実施している。

県の特徴としては、追突事故が多い。佐賀県における追突事故の割合は43%、佐賀市も43%だが、全国平均は大体35%。8%から10%ぐらいは佐賀市のほうが多く、佐賀市の特徴としては、自転車事故が多いこと。全体の15.8%が自転車事故であり、県の平均約11%を超えている。20市町のうち県平均を超えているのは佐賀市だけ。

#### 2. 脱ワーストレベルキャンペーン以外の取り組み

(1) 交通安全対策の推進

春夏秋冬各期に交通安全県民運動に対応する活動として交通安全教室、講座を開催しており、例年2万人以上の参加がある。

(2) 暴走族追放の推進

キャンペーンや審議会の開催及び佐賀駅前の南北にバリカーの設置をし、暴走族追放の活動を行っている。

(3) 交通安全指導員活動

各校区から推薦された交通安全指導員の会議等の活動に対する支援を行っている。

(4) 交通公園の運営

未就学児等子共たちの交通安全教育を行うために、神野公園の西側に佐賀市交通公園を設置しており、例年2万人程度の利用がある。令和元年も前年より増加している。子共たちに安全に自転車教育を行える場所があるということで御紹介いただきたい。

(5) 参考：佐賀市内の交通事故多発交差点

1位が御本町交差点と神野東1丁目交差点で、昨年1年間で8件（これは県内でも1位）。このほか、3位の平松交差点、国立病院前交差点、天神橋交差点が7件と県内でも4位となる。

3. 脱ワーストレベルキャンペーンの取り組み項目

(1) 追突事故の防止

3秒前の車間距離の確保、3秒30メートルルールの徹底、3分前で出発を追突事故防止のための3つの3運動としている。会議等でも報告、紹介させていただいている。それから、追突事故ゼロ、前を見よ作戦の強化として、今年度は北川副小学校の西の交差点、御本町交差点で実施し、高齢者交通安全モデル地区の方に参加いただいている。また昨年9月から12月は月2回実施しており、増やした場所は南佐賀交差点。そして、市の管理職による追突事故ゼロ前を見よ作戦も春夏秋冬の交通安全県民運動期間中に実施している。

追突事故については、一般に高齢者の追突事故の割合が多いと思われるが、実際には、佐賀県でいうと4分の1強は20代。高齢者の方が多いというイメージは、事故に遭ったときに被害が大きくなることから。高齢者は被害が大きくなるので特に注意願いたい。

(2) キャンペーン懸垂幕の提示

本庁舎西側に昨年9月より設置している。

(3) 自転車の街頭指導の強化

自転車ルールの周知徹底とマナー向上のための街頭指導を行っている。年齢別の自転車事故の状況としては、12歳以下の加害者が、加害第一当事者としては少なくなった反面、被害者が8件から19件に増えている。中高校生は自転車の利用頻度が高いということから、相変わらず高い件数にあることがわかった。

(4) 高齢者事故対策の強化

反射材や啓発チラシを配布している。高齢者モデル地区の高齢者に対して啓発用品、特に反射材を配ってもらっている。靴や杖に直接貼ってもらい、事故を防ぐよう説明をしている。

また、昨年10月29日に国県市共催で交通安全フォーラムを開催した。県内から約400名の交通関係の方々に参加があり、九州大学名誉教授の松永勝也先生の基調講演や警察、高齢者、保険といった各種部門からパネリストとなりパネルディスカッションを行った。

(5) 交通安全市民大会

今月2月8日10時からメートプラザ佐賀で佐賀市交通安全市民大会を開催した。内容としては昭栄中学校の吹奏楽部の演奏、交通安全メッセージ授与式、交通安全子供優秀作品表彰式等のほか、最後にワーストレベル脱却宣言をしていただいた。

4. 今後の課題

交通事故削減のためには市民総ぐるみで取り組むことが非常に重要と思っており、これをいかに

自分のこととして全市民に浸透させるかが課題。交通事故を減らすためにはそういうふうな認識と  
いうものを改めていただくことが大事と考える。

《委員からの質問・意見等》

○意見1（山口功規委員）

数々の取り組みをされているが、これだけのことをやっていることを市民は意外と知らない方が  
多いのでは。私たちメディアをどんどん使って取り組みをやっていることを遠慮なく言ってい  
ただければよい。就学児がいる4月前に新聞やテレビを申し込みが増えるようなPRに使って  
いただければと思う。

○意見2（宮原副部長：熊耳委員代理）

NHKでも年末のキャンペーンにドーモ君やマスコットキャラクターのギョッと君を連れて行  
き、一緒にキャンペーンに参加させてもらっている。佐賀新聞社のほうからもあったように、交通  
安全のキャンペーンを取り上げさせてもらっているが、これ以上に未就学児や小学生へのPRとい  
うところで協力させてもらえれば、さらに意識向上につながるのではないかと思う。ぜひまたいろ  
ろとご協力をさせてもらいたい。

○質問1（東島委員）

自転車の街頭指導の強化の件で、市民の街頭活動の中で感じたのが、やはり、スマートフォンを  
いじりながら、あるいはイヤホンをつけたまま自転車に乗っていること。無灯火は随分減った  
が、スマホやイヤホン等について、どういうふうに我々是对応すべきなのか、なかなか難しいと  
ころ。知恵を貸していただきたい。また、佐賀市内での人身事故が1位と3位の中にかなり入っ  
ているが、要因として追突、出会い頭が圧倒的に多い。これに対してどのようにキャンペーンを張っ  
ていくのか。

そして北川副小学校の西交差点等などは、学校に行くために左折をしてすぐ右折をすることにな  
り、油断すると後から追突される可能性が高いと感じる。物理的にそういう要因のあるハード面  
の部分の改修はどう考えていけばいいのか。

⇒回答1（事務局）

1点目の自転車の街頭指導の効果については、御指摘があったように、スマホに集中しての前方不  
注視。自転車は軽車両であり道交法では車の仲間ということを知っているのか疑問。  
このほか、危ないのは並進運転。多く見かけるのがアバンセの東の通り。ほとんど高校生と見受け  
られるが、危ないと注意するようといった御指摘を受ける。そこで、交通対策協議会で春夏秋冬  
の交通安全県民運動の前にそういう場を設け、繰り返し指導の徹底をお願いしているところ。  
確かに無灯火はなくなってきたと感じるが、まだまだそういった危険運転が孕んでおり、関係の皆  
様方で機会あるごと引き続き指導周知を行っていただければと思っている。

次に、出会い頭のキャンペーン。これは特に追突事故が佐賀市が全国平均より10%弱程度多いと  
いうことが数年続いている。市も県もなので、今県のほうでブループロジェクトや「よかろうもん  
運転」というキャッチフレーズを作っていただき積極的にやられている。市も、S・A・G・Aに  
なぞらえ「車間距離、間をあければがばい安全」というキャッチフレーズを、市民の皆様からの  
応募によりやっているところ。この市民からの応募というのが、先ほど最後に説明した課題の中で、  
まずは一人一人に交通安全のことについて考えてもらいたいという思いを強く持っているから。た  
だ、市民総ぐるみというのは、キャンペーンを張っているところだが、浸透が難しい。広報もして  
はいるが、総ぐるみという以上は、市民大会といった場に来る機会のない方々にどういうふうに  
気づいてもらい、実践してもらえるのかということも含め、皆様方の知恵を借りるとともに、関係機

関団体とも意見交換をしていきながら、やるべきこと、なすべきことについて話を進めさせていた  
だきたい。

#### (4) 消費者保護の推進について

《事務局から報告：熊添所長》

ここ数年相談件数が1,500件前後で推移しており、内容的には複雑化している。ただ、潜在的には  
増えているのではないかと考えている。そういった状況で進めている事業としては啓発事業がまずメ  
インとしてあり、被害に遭う前の自己防犯、消費者の教育が重要と考えている。

##### 1. 出前講座。

各地域の団体、事業者、学校等からの呼びかけにより、職員を派遣して出前講座を開催してい  
る。また、幅広い消費生活に関する知識を習得することにより、よりよい消費生活を送れるよう  
に、市主催の啓発講座や、佐賀大学経済学部の協力を得た年間7回の公開講座等を開催している。

##### 2. 消費生活サポーター制度

平成30年度から開始しており、初年度は広く市報で一般募集を行い、翌31年度については地域で  
皆様の生活を見守られている民生委員を対象に、特別にサポーターにならないかとの呼びかけをし  
ている。小・中学校に対しては啓発パンフレットの配布等、主に資材提供し、高校には先方からの  
呼びかけにより出前講座を実施しており、短大、大学については、出前講座や啓発パンフレットの  
配布を行っている。小・中学校については、これまで一方的に呼びかけるだけだったため、今年の  
夏にアンケートを実施しており、主要なものが何かを相互認識して検討するということを考えてい  
る。また、マスメディアあるいは種々のイベントによる一般啓発を行っており、消費生活フェアを  
2月15日に開催し、マスコミでも取り上げてもらったところ。

##### 3. 実際に被害に遭った方の相談等事業

消費生活センターとして法が定める相談事業を行っており、消費生活相談員だけでは足りない法  
的な見解を必要とするときのために無料弁護士相談も実施している。また、関係団体、あるいは市  
内、他部署との連携を図っており、民生委員児童委員協議会、介護支援専門員ケアマネジャーや地  
域包括支援センター、障害者を対象とする相談支援事業所などに対して啓発活動を行っている。

##### 4. 今後の課題

消費生活に係る相談件数に大きな変動はないが、高齢者や障害者等の社会的弱者をねらった悪質  
商法あるいはデジタルコンテンツやインターネット等に関する相談の上位の固定化、また、それら  
で販売される健康食品の問題はまだまだある。そのため、令和2年度には、出前講座の実施回数  
の増加、消費生活サポーターの拡充、若年者啓発等を具体的に進めていきたいと考えている。

《委員からの質問・意見等》

##### ○意見1（平川委員）

高校では成人年齢の引き下げの対応を迫られており、クーリングオフ等、高校在学中に18歳にな  
ったときにこれまで守られたものが守られなくなることから、例えば家庭科の授業の中でそうい  
った知識を高校1年の段階でしっかりと教育するといった対応をしている。また、現高校3年生につ  
いては卒業前に必ずそういった消費者トラブル等に対応するいろんな知識等をしっかりと身につけ  
た上で卒業できるような形で対応している。

##### ○意見2（伊東悦子委員）

小中学生もネット、SNS等に関わる通信機器を使うことが多くなっているため、様々なトラブ  
ル等に巻き込まれないような対策を保護者を通じて注意してもらうような講演会、勉強会といった  
ものを、教育委員会とも研修会が年に2回あっているため、これからはどんどん啓発・注意喚起して

いかなければならないと思っている。

○意見3（東島委員）

消費者教育は今回の学習指導要領改定の中でも一つの柱にもなっており、小さいうちからやっておく必要があるが、学校等が2回ということで非常に少ない。これからの子供たちというのは、大人になってキャッシュレス社会で生きることになり、金銭感覚のバランスの取れた生活が危うくなってくのではないか。やはり小学校ぐらいからしっかりとこれについて、教科の中でもそうだが、やっておく必要があると思う。PTA協議会とも手を組んでやっていかなければいけないと感じたところ。

○意見4（山口夕妃子委員）

この問題に関しては、学校教育の課題や高齢者に関する課題等、年齢性別関係なく抱えている課題が多くある。そのための取り組みとして市では出前講座を初めとするさまざまな取り組みを行っている。それをさらに推進していくために、今回出席の各団体様の協力を得ながら佐賀市における生活安全というものを推進していけるよう、この協議会としても意見を発信していきたい。